

森林・林業基本政策検討委員会 最終とりまとめ  
森林・林業の再生に向けた改革の姿（抄）

## 1 改革の方向

国有林は、我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任をもって一体的に管理するとともに、その組織・技術力・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直すものとする。

その中で、民有林と国有林が連携した森林共同施業団地の設定や木材の安定供給体制づくり、国有林のフィールドを活用した人材の育成を推進する。

## 2 改革の内容

### (1) 全体を通じた見直し

#### ② 都道府県

森林整備の円滑化・木材安定供給体制の整備に向け国有林との連携を推進する。

#### ③ 市町村

森林共同施業団地等の設定や森林整備の円滑化などの観点から国有林との連携を推進する。

### (3) 広範に低コスト作業システムを確立する条件整備

#### ① 施業集約化の推進

民有林と国有林が一体となって効率的に路網整備や間伐等の森林整備に取り組むための森林共同施業団地の設定を推進する。

### (4) 担い手となる林業事業体の育成

#### ① 持続的な森林経営を担う森林組合改革、林業事業体の育成

流域や市町村を単位として民有林・国有林それぞれの将来事業量が明確になる仕組みの検討を進めるとともに、発注者等が事業体の事業実行能力を客観的に評価できる仕組みを導入する。

国有林については、事業の発注や事業体の人材育成のためのフィールドの提供等を通じて事業体の育成に貢献する。

### (5) 国産材の効率的な加工・流通体制づくりと木材利用の拡大

#### ① 質・量ともに輸入量に対抗できる効率的な加工・流通体制の整備

##### ウ) 国有林の貢献

国有林と民有林が連携して原木の安定供給体制づくりに努めるとともに、国有林にあっては、急激な木材価格の変動時に地域の需給動向に応じた供給調整を実施し、地域の林業・木材産業への影響を緩和するためのセーフティネットとしての機能を発揮する。

また、国有林にあっては、大口の需要者に対して原材料となる木材を安定的に供給する「システム販売」について、民有林との連携を図りつつ、これまで主として輸入材を利用してきた製材工場等を新たな販売先として積極的に新規開拓していくなど、国産材の安定供給体制の構築と併せて、木材利用の拡大に貢献する。

### (6) 人材育成

#### ① フォレスター制度の創設

フォレスターの育成には一定の期間を要するため、平成25年度からの資格認定を目指す。それまでの間の市町村森林整備計画の策定等の支援業務については、(都道府県や国の職員などのうち)一定の研修等を受けた者(准フォレスター)が支援業務を行うこととし、これらの者が実際の現場経験を通じてフォレスター資格を得られるように育成していく。

#### ⑤ 人材育成体制の構築

国有林については、多様な立地を活かしてニーズに最も適した研修フィールドや技術の提供を行う。

